

塩谷広域行政組合エコパークしおや
長期包括運営業務委託

プロポーザル実施要領

2018年3月23日

塩谷広域行政組合

目 次

第1章	用語の定義	1
第2章	目 的	2
第3章	本プロポーザルに付する事項	2
第4章	参加資格要件	5
第5章	選定日程	9
第6章	プロポーザルの各種手続	10
1.	参加表明書の受付及び通知	10
2.	プロポーザル実施要領等に対する質問書の受付及び回答	10
3.	参加資格審査書類の受付	11
4.	技術的対話	12
5.	提案書等の提出	13
6.	プロポーザルの辞退	14
第7章	優先交渉権者の選定	15
1.	審査内容	15
2.	優先交渉権者の選定	15
第8章	費用負担	15
第9章	契約の締結	15
1.	契約書	15
2.	契約に係る交渉及び見積書の提出	15
3.	契約金額	16
4.	内訳書の提出	16
5.	契約保証金	16
6.	支払い条件	16
7.	プロポーザルの無効	16
第10章	その他	16
1.	配置予定技術者	16
2.	提出書類の取扱い	17
3.	特許権等	17
4.	資料の取扱い	17
5.	使用言語及び単位並び時刻	17
6.	優先交渉権者が指名停止の措置を受けた場合	17
第11章	リスク分担	18
第12章	本プロポーザルに関する事務局	19
第13章	本プロポーザル公告における様式リスト	20

第1章 用語の定義

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運營業務委託のプロポーザル実施要領では、次のように用語を定義する。

- 組合：塩谷広域行政組合をいう。
- 本業務：塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運營業務委託をいう。
- 本施設：塩谷広域行政組合次期環境施設整備事業で設計・建設されたエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の工場棟、管理棟のほか、ストックヤード棟、車庫棟、洗車棟、庁用車車庫棟、駐車場、場外余熱利用施設（敷地内）、し尿処理施設内の受変電設備、構内道路、雨水調整池、燃料貯蔵所、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の業務実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。ただし、敷地内の鉄塔は除く。
- エネルギー回収型廃棄物処理施設：本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設から発生する可燃残渣、し尿処理脱水汚泥、し尿処理脱水し渣及び災害廃棄物を処理対象物として焼却処理し、焼却時の排熱を回収して有効利用する施設をいう。
- マテリアルリサイクル推進施設：本施設を構成する施設のうち、不燃ごみ・不燃性粗大ごみ、資源びん、古紙類、ペットボトルを処理対象物として破砕、選別等の処理を行う施設をいう。
- 業務実施区域：本業務を実施する区域をいう。
- 構内道路：業務実施区域内の車両が通行する道路をいう。
- 地域：塩谷広域行政組合を構成する矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町をいう。
- 要求水準書：本業務に係る要求水準書をいう。
- 基本協定：事業者の選定後、本業務開始のための準備行為等の基本的事項等についての組合と優先交渉権者の間で締結される協定をいう。
- 運營業務委託契約：本施設の運営維持管理業務を行うため、基本協定に基づき、組合と優先交渉権者を構成するグループの代表企業が締結する長期包括運營業務委託契約をいう。
- 実施要領等：本業務のプロポーザル公告の際に配布する実施要領、要求水準書、長期包括運營業務委託契約書（案）、優先交渉権者審査基準書などの資料をいう。
- 応募者：本業務の公募に応募する応募グループをいう。
- 応募グループ：代表企業と協力企業からなる企業をいう。
- 代表企業：応募グループを構成する企業のうち、応募手続等を行う企業をいう。
- 協力企業：応募グループを構成する企業のうち、代表企業以外をいう。
- 運営事業者：組合と長期包括運營業務委託契約を締結し、本業務を実施する者をいう。
- 優先交渉権者：事業者選定委員会で選定した応募者をいう。
- 事業者選定委員会：本業務の実施に際して必要となる事項の検討、及び提案審査を行う目的で、組合が設置する知識経験を有する者等で構成される塩谷広域行政組合次期環境施設事業者選定委員会をいう。

第2章 目的

本要領は、組合が発注する本業務について、技術的に最適な者を特定するために実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

なお、本プロポーザルに関する事項については、本要領に定めるもののほか、本業務の実施要領等は、本要領と一体のものとする。

第3章 本プロポーザルに付する事項

1. 業務名

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運營業務委託

2. 業務実施場所

栃木県矢板市安沢3630他 25筆

3. 施設の概要

施設の概要を表1に示す。

表1 施設の概要

名	称：エコパークしおや
エネルギー回収型廃棄物処理施設	<p>1) 処理方式：全連続燃焼ストーカ式</p> <p>2) 施設規模：114t/日 (57t/日×2 炉 1日当たり 24時間)</p> <p>3) 処理対象物</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 家庭系可燃ごみ イ 事業系可燃ごみ ウ リサイクル施設可燃残渣 エ 可燃性粗大ごみ オ し尿処理脱水汚泥・処理後し渣 カ 災害廃棄物 (緊急時) <p>4) 処理方式等</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 焼却方式：全連続燃焼式 イ 受入供給設備：ピット&クレーン方式 ウ 燃焼設備：ストーカ式 エ 燃焼ガス冷却設備：廃熱ボイラ オ 排ガス処理設備：バグフィルタ、乾式有害ガス除去設備、無触媒脱硝設備 カ 灰出し設備：薬剤固化処理 キ 通風設備：平衡通風方式 ク 給水設備：[生活用水] 上水、[プラント用水] 井水、上水 ケ 排水処理設備：[生活排水] 下水道放流、[ごみ汚水] ごみピット返送、[プラント排水] 凝集沈殿、砂ろ過、活性炭、キレート樹脂 コ 余熱利用設備：発電 (6,600V、1,530kW)、場外電力供給、場内給湯 サ 電気設備：高圧、契約電力 860kW (予定)、電圧 6,600V
マテリアルリサイクル推進施設	<p>1) 処理方式：破碎、選別、圧縮梱包</p> <p>2) 施設規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 不燃ごみ・不燃性粗大ごみライン : 12t/5h イ 資源びんライン : 6t/5h ウ 古紙類ライン : 1t/5h エ ペットボトルライン : 2t/5h <p>3) 処理対象物</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 不燃ごみ イ 不燃性粗大ごみ ウ 資源びん エ 古紙類 オ ペットボトル
関連施設	管理棟、ストックヤード、車庫、洗車棟、場外余熱利用施設 (敷地内)、し尿処理施設 (受変電設備) 等

第4章 参加資格要件

本プロポーザルに応募する者は、次に掲げる要件について参加表明書を提出した日から契約を締結する日まで備えなければならない。

1. 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。本業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものもとより、矢板市安沢行政区住民及び塩谷広域環境衛生センターの委託職員を優先的に雇用することとし、次に塩谷広域圏住民を対象とした雇用に配慮すること。

(1) 応募者の構成等

- ①応募者は、応募グループとする。
- ②応募グループは、代表企業と協力企業から構成されるものとする。
- ③代表企業は、栃木県内に本店を有する地元企業1社以上を協力企業に入れること。また、その企業のうち1社は、「(2) 応募者等の参加資格要件 ②本施設の運營業務を受託する者の要件 ウ」を満たす企業であること。
- ④協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤応募者の協力企業は、他の応募者の協力企業となることはできない。但し、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥代表企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業又は協力企業となることは認めない。

なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

ア 資本関係がある場合

以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する二者の場合。

- (a) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する二者の場合。

なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- (a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑦その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、他の

応募者の協力企業となることはできない。

⑧同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

①共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年 政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 組合の競争入札参加資格者名簿（2017・2018 年度）に登録されていない者

ウ 組合又は構成市町の指名停止措置を受けている者

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

オ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

キ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

ケ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

コ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者

サ 組合が準用する構成市町それぞれの暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属している者

シ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者

ス 組合が本業務に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者

・ ごみ処理施設包括的運営委託に係る発注支援業務受託者 株式会社環境技研コンサルティング

セ 事業者選定委員会の委員が所属する企業

ソ 実施方針の公表から優先交渉権者の選定に関する公表までの期間に、本業務について組合が設置する事業者選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

② 本施設の運營業務を受託する者の要件

本施設の運營業務を受託する応募者は、以下に示す要件を満たすこととする。

ア 代表企業は、次に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物中間処理施設の設計・建設実績を複数件以上有すること。

(a) 発電設備を有する施設規模が114t/日以上かつ炉構成が2炉以上

(b) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）

(c) 2008年1月以降かつ本プロポーザルの公告の前日時点までに稼働開始している施設の元請としての設計・建設実績を有すること。

イ 代表企業は、次に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物中間処理施設をDBO方式または長期包括運営委託業務により元請（当該事業の特別目的会社に出資したものを含む）で、運営期間が10年以上の業務を受注した実績を有すること。

(a) 発電設備を有する施設規模が114t/日以上かつ炉構成が2炉以上

(b) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）

ウ 協力企業のうち1者は、廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物中間処理施設の運転管理業務委託を受託した実績を有すること。

エ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）で施設規模が114t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本業務の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として契約終了期間まで配置すること。また、配置した現場総括責任者は、運営開始後3年間以上経過した後でなければ変更することは認めない。ただし、病気等やむを得ないと組合が判断した場合はこの限りではない。

オ 本施設の運営にあたり、運営事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

2. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) この要領に定める手続以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者に本プロポーザル

- に対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (3) プロポーザル実施要領等に違反した場合
 - (4) 公正を欠いた行為があったとして事業者選定委員会が認定した場合
 - (5) 事業者選定委員会が本実施要領に違反すると認める場合
 - (6) 見積額が、「第3章 6 見積限度額」を超える場合

第5章 選定日程

1. 全体スケジュール

事業者の選定日程は、次のとおりである。

内 容	日 程
① 公募の公告及び実施要領等の配布	2018 年 3 月 23 日 (金)
② 参加表明書の提出期限	2018 年 3 月 30 日 (金) 17 : 00
③ 実施要領等に関する質問受付期限	2018 年 4 月 6 日 (金) 17 : 00
④ 実施要領等に関する質問回答の公表	2018 年 4 月 13 日 (金)
⑤ 参加資格審査書類提出期限	2018 年 4 月 23 日 (月) 17 : 00
⑥ 参加資格審査結果の通知	2018 年 4 月 27 日 (金)
⑦ 技術的対話確認事項提出期限	2018 年 5 月 8 日 (火) 17 : 00
⑧ 技術的対話の実施	2018 年 5 月 17 日 (木)
⑨ 提案書等の提出期限	2018 年 6 月 29 日 (金) 17 : 00
⑩ 基礎審査結果通知	2018 年 7 月 9 日 (月)
⑪ プレゼン及びヒアリング	2018 年 7 月 20 日 (金)
⑫ 優先交渉権者の選定及び公表	2018 年 7 月 23 日 (月)
⑬ 基本協定締結	2018 年 8 月上旬
⑭ 契約詳細協議	2018 年 8 月中旬以降
⑮ 運營業務委託契約の締結	2018 年 9 月下旬

第6章 プロポーザルの各種手続

公募から契約までの各種手続は以下のとおりとする。

1. 参加表明書の受付及び通知

本プロポーザルに参加するものは、参加表明書を提出すること。

提出期限	2018年 3月 30日（金）17時まで
提出要領	参加表明書は、〔第1号様式〕に記入の上、事務局へ郵送（書留に限る。提出期限までに必着のこと。）又は持参により提出すること。持参の場合の受付時間は、9時から17時までとする。ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日並びに祝日を除く。
提出確認	組合は、〔第2号様式〕参加表明確認通知書を送付することにより行う。

2. プロポーザル実施要領等に対する質問書の受付及び回答

プロポーザル実施要領等に対する質問書の受付及び回答を、以下のとおり実施する。なお、電話等による質問は一切応じない。

提出期限	2018年 4月 6日（金）17時まで
提出要領	質問書は、〔第3号様式〕に記入の上、記入済みのファイル（Microsoft Word形式）を添付し、事務局に電子メールにて提出する。また、提出した際に電話による確認を行うこと。 なお、電子メールのタイトルは【塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運營業務に係る質問書】とする。
質問書に対する回答	質問に対する回答は、以下の期日までに組合ホームページに公表する。 2018年 4月13日（金）
その他	電子メールを送信した後、本要領第11章 本プロポーザルに関する事務局に電話で確認を行うこと。

3. 参加資格審査書類の受付

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の項目に従って参加資格審査書類を提出すること。

提出期限	2018年 4月 23日（月）17時まで
提出要領	<p>本プロポーザルに参加しようとする者は〔第4号様式〕の参加資格審査申請書及び必要書類を事務局へ郵送（書留に限る。提出期限までに必着のこと。）又は持参により提出すること。持参の場合の受付時間は、9時から17時までとする。ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日並びに祝日を除く。</p> <p>必要書類は、本要領第4章1. 参加資格要件（2）応募者等の参加資格要件②本施設の運営業務を受託する者の要件ア、イ、ウを証明する書類、参加資格の一般要件に関する誓約書を添付する。</p>
参加資格審査結果の通知	<p>2018年 4月 27日（金）までに参加資格審査申請書の提出者に〔第5号様式〕参加資格審査結果通知書を参加表明書に記載のメールアドレスに送信し、併せて郵送する。</p> <p>また、参加資格審査結果の通知と併せて技術的対話の場所、日時等を通知する。</p>
その他	<p>(1) 提出期限を過ぎた参加資格審査申請書は受け付けない。</p> <p>(2) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。</p>

4. 技術的対話

要求水準事項等の内容を確認することを目的とした技術的対話を以下のとおり実施する。

提出期限	技術的対話確認事項の提出期限 2018年5月8日(火)17時までとする。
提出資料	技術的対話の実施に当たり、本組合への確認事項を示した確認書〔第6号様式〕技術的対話確認事項に記入のうえ、そのファイル(Microsoft Word形式)を添付し、事務局に電子メールにて提出する。 なお、電子メールのタイトルは【(応募者名)技術的対話確認事項等】とする。
到達の確認方法	本組合が確認事項を提出した者に返信する。
技術的対話の実施日	技術的対話の実施日時は、2018年5月17日(木)を予定している。詳細については、本組合が確認事項を提出した者に通知する。
回答の公表	対話の議事録は、対話終了後1週間程度を目処として、組合のホームページに掲載する。 公平性、透明性を確保する観点から、対話の議事録は原則として公表するが、応募者固有のノウハウに基づく部分については、応募者に対して個別の回答を行う場合がある。

5. 提案書等の提出

応募者は、以下の項目に従って提案内容を記載した、提案書、見積書等（以下「提案書等」という。）を提出すること。

提案書等の提出後、組合は応募者の提案内容について基礎審査を実施した後、基礎審査を合格した応募者にプレゼンテーションを求めるとともにヒアリングを実施する。

提出期限	2018年 6月 29日（金）17時まで
提出要領	<p>応募者は、〔第7号様式〕提案書、提案書の様式として〔第7-1号様式から第7-6号様式まで〕を事務局へ郵送（書留に限る。提出期限までに必着のこと。）又は持参により提出すること。</p> <p>持参の場合の受付時間は、9時から17時までとする。ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日並びに祝日を除く。</p> <p>なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。</p> <p>提出部数は、正1部、副14部及び電子データを保存したCD-R等の電子媒体1式とする。</p> <p>なお、副9部には応募者が特定できる社名等の表記はしないこととし、組合が指定する応募者名を記載すること。</p>
基礎審査の結果通知	<p>応募者から提出された提案書に対し、優先交渉権者審査基準に基づいた基礎審査を実施し、〔第8号様式〕提案書基礎審査結果通知書を2018年 7月 9日（金）に参加資格申請書記載のメールアドレスに送信し、併せて郵送する。</p>
提案書等審査結果	<p>応募者から提出された提案書等及びプレゼン・ヒアリングについて優先交渉権者審査基準に基づいた審査を実施し、〔第9号様式〕提案書等審査結果通知書を2018年 7月 23日（月）に参加資格申請書記載のメールアドレスに送信し、併せて郵送する。</p>
その他	<p>(1) 提出期限を過ぎた提案書等は受け付けない。</p> <p>(2) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。</p> <p>(3) 基礎審査合格者には、提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、詳細について別途通知する。</p>

6. プロポーザルの辞退

応募者は提案書等の提出期限までは、プロポーザルから辞退することができる。以下の項目に従って辞退届を提出すること。

提出要領	応募者が〔第10号様式〕辞退届を事務局へ郵送（書留に限る。提出期限までに必着のこと。）又は持参により提出する。持参する場合の受付時間は、9時から17時までとする。ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日並びに祝日を除く。 なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。
その他	辞退の撤回はできない。

第7章 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定については、提案書等において審査・評価した上で、選定する。（詳細は、別に定める「優先交渉権者審査基準書」による。）

1. 審査内容

(1) 基礎審査

応募者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書類により、プロポーザル実施要領に示す参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。また、応募者から提出された要求水準書に対する提案書の内容について、要求水準書の項目を満足していることをプロポーザル実施要領等に対する質問回答書を考慮して確認する。

(2) 非価格要素の審査

優先交渉権者審査基準書に定める評価項目について定量化審査し、非価格要素点を決定する。

(3) 価格要素の審査

第3章6の見積限度額の範囲内による応募者の見積金額について、優先交渉権者審査基準書に定める価格要素点算定式により定量化審査し、価格要素点を決定する。

2. 優先交渉権者の選定

技術評価点（80点）と経済性評価点（20点）から優先交渉権者審査基準書に定める評価方法により合計評価点を算定し、最も高い点数の応募者を優先交渉権者として特定する。

第8章 費用負担

プロポーザル実施に関し参加に必要な費用は、参加しようとする者の負担とする。

第9章 契約の締結

1. 契約書

公告時に公表するプロポーザル実施要領等から優先交渉権者が契約書を作成すること。また、契約締結に必要な費用は、優先交渉権者の負担とする。

2. 契約に係る交渉及び見積書の提出

本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案書等の内容に沿って実施するものではない。変更する場合は、組合と優先交渉権者の協議合意の上、内容を変更した設計図書を最終要求水準書として定め、見積徴取を行うものとする。ただし、優先交渉権者に事故等があり、契約が不調となった場合は、第二順位者に対し同様の交渉を行い、見積徴取を行うものとする。他の順位者も

一順位繰り上がるものとする。

3. 契約金額

組合の定める見積限度額の範囲内とする。

4. 内訳書の提出

見積に際し、見積書に記載された見積金額に対応した内訳書を提出すること。

5. 契約保証金

運営期間中に発注者が支払う運営業務委託料を 10.5 で除した額の 100 分の 10 以上に相当する金額。

6. 支払い条件

委託費として固定費と変動費を受託者に四半期毎に 1 回支払う。支払時期は、当該四半期の翌月払いとする。

委託費は次式により算出するものとする。

$$(\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費})$$

$$(\text{変動費}) = (\text{変動費単価}) \times (\text{廃棄物の処理量})$$

この場合、各費用の内容を以下に示す。

(委託費) (円) : 組合から受託者に支払う委託費

(固定費) (円) : 廃棄物の処理量に関係なく支払う固定的な経費

(変動費) (円) : 廃棄物の処理量に応じて支払う変動的な経費

(変動費単価) (円/トン) : 廃棄物の処理量 1 トンあたりの変動的な経費単価

支払い方法等の詳細については、長期包括運営業務委託契約書(案)別紙 4 に示すとおりである。

7. プロポーザルの無効

談合等の不正行為を事業者選定委員会が認めた場合は、本プロポーザルは無効とする。

第 10 章 その他

1. 配置予定技術者

- (1) 優先交渉権者は、審査に必要な書類等に記載した配置予定の技術者を本業務に配置すること。
- (2) 配置予定技術者の変更は原則として認めない。ただし、組合が認める場合はこの限りでない。
- (3) 上記に定めのないものについては、地方自治法、組合財務規則及びその他関係法令による。

2. 提出書類の取扱い

- (1) 優先交渉権者以外から提出された書類等は返却する。また、本プロポーザルの特定以外に応募者に無断で使用しない。なお、提出された書類等を公開する場合には、事前に応募者の同意を得るものとする。
- (2) 提出された書類等は審査等において必要に応じ複写することに、提案書を提出した時点で同意したものとみなす。なお、提出された書類等の著作権は、応募者に帰属する。

3. 特許権等

提案書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案書等を提出した者が負うものとする。

4. 資料の取扱い

組合が提供する資料は、本プロポーザル実施に係る検討以外の目的に使用することはできない。

5. 使用言語及び単位並び時刻

各様式において、特別に指定するもの以外は、プロポーザル実施に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年 法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

6. 優先交渉権者が指名停止の措置を受けた場合

契約を締結する日までの間に、優先交渉権者（応募グループの代表企業及び協力企業）が組合及び地元より指名停止の措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、組合は一切の損害賠償責任の責を負わない。

第11章 リスク分担

リスク分担は次のとおりとする。

リスク分担

リスクの種類	No	リスクの内容	組合	事業者
募集資料リスク	1	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
住民対応リスク	2	事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等		○
	3	上記以外のもの	○	
政治リスク	4	政策方針の転換による事業内容の変更、事業中止、議会不承認に関するもの	○	
第三者賠償リスク	5	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
	6	上記以外のもの	○	
許認可リスク	7	組合が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
	8	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
応募コスト	9	応募コストに関するもの		○
法令変更リスク	10	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
	11	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
不可抗力リスク	12	天災・暴動等不可抗力によるもののうち一定額以内の増加費用		○
	13	上記を超えるもの	○	
工事遅延リスク	14	本施設工事遅延（不可抗力は除く）に関するもの	○	
	15	し尿処理施設改造遅延（不可抗力は除く）に関するもの	○	
支払遅延・不能	16	組合の支払遅延・不能に関するもの	○	
運営維持管理費上昇リスク	17	組合の指示等による運営管理費の増大	○	
	18	上記以外の要因（不可抗力は除く）による運営管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○
物価変動リスク	19	物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲内）		○
	20	物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲を越えた部分）	○	
安定稼働リスク	21	受託者の行った業務に起因しない事由により、安定稼働、処理能力が確保できないもの	○	
事故発生リスク	22	受託者の行った業務による事故発生		○
環境保全リスク	23	受託者の行った業務に起因する周辺環境へ影響を及ぼした場合		○
ごみ量変動リスク	24	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの		○
	25	施設許容量を超過するごみの処理に関するもの	○	
ごみ質変動リスク	26	想定ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの		○
	27	想定ごみ質の範囲を超えるごみ質変動に関するもの	○	
要求水準不適合リスク	28	本事業開始時の施設性能の未達によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを含む）	○	
施設の性能確保リスク	29	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	30	事業終了後における施設の性能保全に関するもの		○
エネルギー供給リスク	31	エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転状況によって必要な電気が供給されないもの		○
サービス品質未達リスク	32	不適切な運営により、サービスの質が維持できないもの		○
運営中の事故リスク	33	運営中に発生する第三者への賠償		○
	34	運営中に発生する第三者への賠償（事業者の責に帰したい事由による場合）	○	
運営開始の遅延リスク	35	運営に必要な体制整備の遅れによる運営開始の遅延		○

第 1 2 章 本プロポーザルに関する事務局

本プロポーザルに関する事務局（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

塩谷広域行政組合 施設整備室

〒329-1572

栃木県矢板市安沢 3 6 2 2 番地 1

電 話：0287-48-2760

F A X：0287-48-0463

メール：shioya-kanri@gamma.ocn.ne.jp

第13章 本プロポーザル公告における様式リスト

本プロポーザル公告における様式リストは以下のとおりである。

様式リスト

番 号	様 式
第1号様式	参加表明書 (Word 形式)
第2号様式	参加表明確認通知書 (Word 形式)
第3号様式	実施要領等に関する質問書 (Word 形式)
第4号様式	参加資格審査申請書 (Word 形式)
第4-1号様式	代表企業及び協力企業一覧表 (Word 形式)
第4-2号様式	委任状 (代表企業) (Word 形式)
第4-3号様式	参加資格要件確認書 (Word 形式)
第4-4号様式	参加資格に関する誓約書 (Word 形式)
第5号様式	参加資格審査結果通知書 (Word 形式)
第6号様式	技術的対話確認事項 (Word 形式)
第7号様式	提案書 (Word 形式)
第7-1号様式	提出書類の整合確認書 (Word 形式)
第7-2号様式	提案書に関する誓約書 (Word 形式)
第7-3号様式	基礎審査に関する提出書類 (Excel 形式)
第7-4号様式	事業計画に関する提出書類 (Excel 形式)
第7-5号様式	非価格要素に関する提出書類 (Word 形式)
第7-6号様式	見積書 (Word 形式)
第8号様式	提案書基礎審査結果通知書 (Word 形式)
第9号様式	提案書等審査結果通知書 (Word 形式)
第10号様式	辞退届 (Word 形式)